

世田谷区告示第160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年3月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区北沢二丁目965番39から965番37まで

3 変更の区域

延 長 30.48メートル

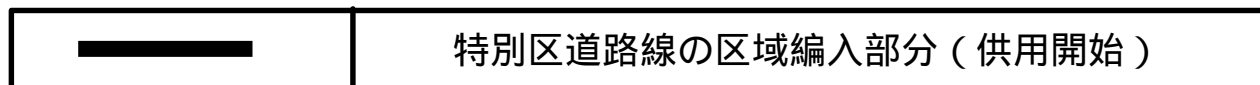
幅 員 0.70メートルから0.72メートルまで

面 積 21.62平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年3月17日

案内図



街区	北沢二丁目 9 番
----	-----------

